

埼玉県で豚コレラが発生（国内41例目）

9月12日、山梨県のと畜場から、出荷された豚が異常を呈しているとの報告があり、9月13日、患畜と判明したとともに、出荷元の埼玉県秩父市の農場（飼養頭数678頭）の飼養豚について疑似患畜であることが判明しました。

◆異常があれば、すぐに家畜保健衛生所にご連絡ください！

※豚が死亡する等の異常があった場合、豚コレラと違う原因が考えられても、ご自身で判断せず家畜保健衛生所にご連絡下さい。

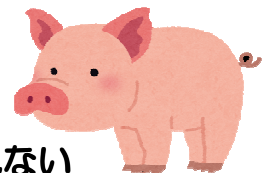
■豚コレラの主な症状

発熱、食欲不振、元気消失、便秘、下痢、歩行困難、けいれん、目やに、削瘦、耳や下腹部・四肢等に紫斑、複数母豚の流死産

- ・飼料運搬車両、豚の輸送車両等、車両消毒を徹底して下さい。
- ・その他、野生動物の侵入防止、関係者以外の立ち入り制限等、飼養衛生管理基準を遵守して下さい。

飼養衛生管理基準

- 農場・畜舎出入口での車両や重機、人の靴底等の消毒の徹底
- 衛生管理区域専用の作業着・長靴の使用
- 野生動物等(犬や猫を含む)の畜舎への侵入防止
- 衛生管理区域に用事のない人や必要でない物を出来るだけ入れない
- 飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報
- 肉及び肉製品を含み又は含む可能性のある飼料を給与する場合は、加熱処理（摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上）を適切に行う



平日は

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700 業務第二課 0745-62-2440